

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第456号)

平成18年5月25日

※ 個人情報保護の観点から、本文中の「3 実施機関の非訂正理由説明要旨」及び「4 申立人の本件処分に対する意見」については、一部記載を省略しています。

横 情 審 答 申 第 456 号

平 成 18 年 5 月 25 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成17年6月10日教小中第185号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「記者発表資料について（平成15年度教指第952号）のうち、万騎が原小学校の問題にかかる教育委員会の見解と対応（平成16年3月29日付記者発表）」の個人情報非訂正決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「記者発表資料について（平成15年度教指第952号）のうち、万騎が原小学校の問題にかかる教育委員会の見解と対応（平成16年3月29日付記者発表）」を個人情報非訂正とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「記者発表資料について（平成15年度教指第952号）のうち、万騎が原小学校の問題にかかる教育委員会の見解と対応（平成16年3月29日付記者発表）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成17年3月2日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第27条第2項の規定に基づき、全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報である記者発表資料は、市立万騎が原小学校の児童間の人間関係上の問題について、実施機関の見解を公表するために作成したものである。

(2) 「1(1)②現時点で、「いじめ」かどうかを、総合的に判断することが困難な状況にある。」について

平成16年2月23日（月）～27日（金）に関係児童及び保護者に対して再調査を行ったところ、多くの調査項目において、関係保護者の事実認識が異議申立人（以下「申立人」という。）の保護者と異なっていることから、双方の保護者による事実確認作業が必要となった。平成16年3月7日（日）から、保護者間での事実確認を実施した。平成16年3月29日時点で3人の関係保護者と申立人保護者との確認作業を終了したところであるが、申立人をめぐる一連の問題を「いじめ」と断定するには十分な事実確認はできない状況にあった。したがって、削除の必要は認められないため非訂正とした。

- (3) 「2(1)保護者の相互理解を深め、それを基盤とする人間関係の修復に取り組んでいる。(学級懇談会、個別面談など)、(2)新担任を中心に学校全体で復帰しやすい学級づくりに取り組んでいる。(複数指導体制や相談体制の整備)、(3)新担任の家庭訪問など当該児童との信頼関係づくりや、学級内の人間関係づくりに努めている。」について

ア 2(1)の部分について

平成15年12月以降4回の学級懇談会を実施し、平成15年12月3日以降延べ53人の当該学級児童及び保護者を対象に訪問又は面接による調査を実施し、問題改善に向け保護者の相互理解を深め、人間関係の修復に取り組んだ。したがって、訂正の必要は認められないため非訂正とした。

イ 2(2)の部分について

平成16年1月以降、当該学級の2教科をTT(チーム・ティーチング)とし、道徳担当も担任外の教員を当てていること、新担任を中心に副校長、校長が延べ7回にわたり家庭訪問を実施していること、カウンセラーの派遣を受け、相談体制を整備し、新担任を中心に学校全体で復帰しやすい学級づくりに取り組んだことから、訂正の必要は認められないため非訂正とした。

ウ 2(3)の部分について

上記イと同様の事由により、新担任の家庭訪問など当該児童との信頼関係づくりや学級内の信頼関係づくりに努めた。したがって、訂正の必要は認められないため非訂正とした。

- (4) 「13日 学校の対応開始 調査活動と指導改善 当該児童への支援体制整備」について

平成15年11月13日(木)に担任から副校長に申立人宅へ家庭訪問するとの話があり、校長から家庭訪問に際しての基本的な姿勢について指導した。

以上の経過から判断して、平成15年11月13日(木)に校長の指導の下に担任が家庭訪問を実施しており、これは本件の関係改善を図った初動措置と判断できる。また、学校長が担任の姿勢や指導の改善を図ることは、申立人への支援体制整備に向けた取組に当たる。したがって、訂正の必要は認められないため非訂正とした。

- (5) 「11月20日 校長から市教委に状況の報告(第1報)」について

平成15年11月19日(水)に校長から指導主事に、不登校の児童がいることや調査する旨の電話連絡があった。平成15年11月20日(木)に指導主事が当該校を訪問し、

校長から経緯等を含めてその時点での説明を受けた。

以上の経過から、19日は個別の事案についての詳細な説明はなく、指導主事が20日に学校訪問し、校長から申立人に関する事実経過及び状況の報告を受けた。したがって、申立人にかかわる問題としての第一報は11月20日である。よって、訂正の必要は認められないため非訂正とした。

(6) 「12月4日以降 学校長が当該学級に対して、複数教員による指導体制を組む」について

平成15年12月4日（木）4校時後半から5校時、当該学級で副校長が授業を担当した。平成15年12月5日（金）、8日（月）、9日（火）、12日（金）及び15日（月）に当該学級で校長が授業を担当した。平成15年12月19日（金）、22日（月）及び24日（水）にすべての授業を校長、副校長及び別の教員で担当した。1月以降は音楽と図工にTT（チーム・ティーチング）を導入した。

このように、当該学級の指導が複数の教員により担当されたのは平成15年12月4日（木）の副校長の授業からである。当該学級の教育指導の改善を図る目的で、担任に代わって意図的に別の教員が指導に当たる校内体制を整備した。したがって、この日をもって、学校が明らかな指導意図をもって複数教員による指導体制を組んだと判断した。よって、削除の必要は認められないため非訂正とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 客観的事実に基づいて作成・提出した申立人らの資料を実施機関が客観的でないと主張する証明をして欲しい。資料のどの部分が事実と相違しており、客観的事実と認識されないのか、実施機関の根拠を示して欲しい。
- (3) 実施機関の非訂正理由を読み、懇談会や家庭訪問の実態とは大きく違い、「これ程に学校はやるべき事をやっていた」かのように、行政とは旨く文書化するものだと驚いた。実施機関が管理・指導し、また必要とする事は、学校の対応の中味や実態ではなく、それをやったかどうかという事実だけなのだ。やったという事実さえあれば、その内容がいかにお粗末であろうとも、誰にも管理責任がなかったかのように主張するのだと知った。この態度は自分たちの保身に終始した行動を取り続け、申立人を含む子供たちの事を本質的には全く考えてもらえなかった校長と副校長の

姿と重なる。組織とは人ありきである。あの人達が例外的に不誠実であったり、嘘つきであった訳ではないのだ。実態を知ることが必要としない組織にそれを求める申立人らが愚かなのかどうか。この審査会の結果で申立人らはその返事を知ると確信している。

(4) 実施機関の非訂正理由が事実と違う理由をあげていく。

ア 「現時点で、「いじめ」かどうかを、総合的に判断することが困難な状況にある。」との記者発表の理由説明にある「3月7日（日）以降、異議申立人と関係保護者間での事実確認を実施した。」とあるが、この事実はない。

イ 本件個人情報の2(1)～(3)において、実施機関が非訂正理由として書いている経過には事実ではない記述がある。「改善に向けた協議のため学級懇談会を開催した」として計4回の懇談会が記述されているが、その実態は改善のためとの説明を満たすものではないことなどである。

ウ 「13日 調査活動と指導改善 当該児童への支援体制整備」で、経過の11月10日についての記述は全く事実ではない。

エ 校長から実施機関に状況の報告（第一報）が20日ではなく、19日だという事については、12月29日の校長からの手紙に「11月19日、指導課の区派遣指導主事に連絡し、不登校の子供がいるという事実と調査する事を伝えました」との記述があるが、「第一報」とは国語辞典にあるように「ちょっと知らせる」という意味であるからしても、今回の実施機関の説明は詭弁である。

オ 複数教員による指導体制については、事実が少し違っている。

(5) 申立人保護者を含む保護者たちの事情説明を求める声に一度としてまともに対応する事をしないでにおいて、学校がどうして相互理解だの、人間関係修復だのといった内容の報告書が書けるのか。どこにあのような不毛の懇談会を開いてにおいて、なにをもって改善に向けた話し合いと言うのか。相互理解だの、人間関係修復だのといった建設的な文字だけが、報告書の中で一人歩きしているにすぎない。そしてこの様な学校の報告を臆面もなく受けとった上で、何の配慮もなく平気で真実とは言えない一方的な記者発表をしてしまう原因は、管理能力が疑問視される校長たちにすべてを任せ、事態収拾の為の懇談会や事実確認作業の席に実施機関から誰も出席しない事があげられる。責任の有無を問われたくない一心なのかもしれないが、この状況下でそれをしなかったのは意識的にそれを避けたとしか言えない。同席もせずにおいて、どうして問題の起こった学校の実態を把握できるのか。その必要はな

いのか。無責任なこの対応は、児童生徒並びに保護者、言い換えれば納税者を愚弄するものである。

- (6) 申立人らは記者発表された内容に関してだけでなく、記者発表することの連絡も、することへの同意もしていない。申立人らとしては記者発表の内容の訂正は当然である。すべての事実確認が終わってもいない段階でありながら、申立人らの個人情報に触れる内容であり、発表する事で当然申立人らが多くの不利益を受ける事を十分に想定される内容を、こちらの承諾なしに発表した行為そのものが、個人情報保護法で保護されている申立人らの権利を著しく侵害する行為だと重ねて主張する。記者発表のもう一方の当事者の保護者へは、学校は取得した情報を事前に報告し、保護者は同意しているが、申立人らには連絡も報告もなかった。
- (7) 申立人らの訴えによっていじめの調査として他の児童・保護者から情報を収集しているのに、学校はその結果及び経過を一切申立人らに知らせないで、実施機関に報告書を提出していた。個人情報の本来の利用目的は、申立人らの訴えによる事実調査であれば、学校側に申立人らへの報告義務があるのは当然である。個人情報の利用目的が複数であったり、変更があったのならば、当然本人の同意が必要であり、今回の事例は不正な手段によって個人情報を取得したといっても過言ではない。
- (8) 訂正請求に際して申立人らには客観的な証拠資料の提出を求められたが、実施機関からは客観的な証拠資料の提出があったのか。そのような証拠がないまま実施機関の主張だけが認められるのならば、行政の主張には何ら客観的な証拠が必要でないと認める先例となり暴挙としかいえない。
- (9) 現在の担任や校長はいじめだったと認める発言をしている。どうしてこの事実を実施機関は認めないのか。いじめは、まだなくなっておらず、実施機関は人権侵害を野放しにしておく体質で、子供たちにどのような教育ができるというのか。

5 審査会の判断

(1) 本件訂正請求について

本件個人情報は、万騎が原小学校の問題に係る教育委員会の見解、対応及び経過について、平成16年3月29日に実施機関が記者発表を行った文書である。

本件訂正請求では、申立人は、本件個人情報中の「現時点で、「いじめ」かどうかを、総合的に判断することが困難な状況にある。」との記述を削除すること、学校による当該児童の教室復帰への取組として記録された取組内容を「取組はしていない」に訂正すること及び主な経過として記録された「13日 学校の対応開始 調

査活動と指導改善 当該児童への支援体制整備」を「14日 学校の対応開始」に、「11月20日」を「11月19日」に訂正し、「12月4日以降 学校長が当該学級に対して、複数教員による指導体制を組む」との記述を削除することを求めている。

(2) 条例改正について

旧条例は、平成17年2月横浜市条例第6号により改正されたが、本件処分は旧条例に基づき行われたものであるため、当審査会では、旧条例の規定により本件処分の妥当性について判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 旧条例第25条第1項では、「第23条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求・・・をすることができる。」と規定している。

本条は、横浜市が保有する個人情報の内容の正確性を確保する趣旨に基づき、実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあった場合に、正確でない個人情報が行政目的に利用されることによって誤った評価や判断が行われ、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するために、個人情報の本人開示によって事実の誤りが確認された場合には、本人が当該個人情報の訂正を請求できることとしているものである。また、訂正請求は当該個人情報について「事実の誤りがあると認め」られる場合に行われるものであり、ここでいう「事実の誤り」とは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、前記事実との間に不一致がある場合をいうものであり、「評価・判断」に関する事項には及ばないものと解すべきである。したがって、ある事実の選択及び当該事実に対する実施機関の評価・判断の内容そのものについての記述は、本条でいう「事実の誤り」には当たらず、訂正請求の対象とはならない。もっとも、評価の基礎とされた行為の有無、評価に用いられたデータ等は、ここでいう事実該当する。

イ ところで、訂正請求があった場合、審査会は職権主義・書面審理主義による審査を原則とする他、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、当該訂正請求に係る行政文書又は個人情報の提示を求めることができ（旧条例第31条及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第24条第

1項)、諮問庁は審査会から提示を求められたときはこれに応ずるものとされている他、不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認められる者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができることとされている(旧条例第31条及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例第24条第4項)が、それ以上に、不服申立人と諮問庁とを当事者として審理に関与させ、その弁論を聴き、その提出する証拠について当事者に防御権を尽くさせた上で、取り調べて判決を下すという口頭審理を原則とする裁判手続類似の仕組みをとるものではなく、また、準司法的手続としての行政審判を行う機能及び権限を持つものではない。

このため、審査会における訂正請求の当否に関する審査は、結局、当該訂正請求が「事実」との間に齟齬があり、当該正確でない個人情報行政目的に利用されることによって誤った評価や判断が行われることによって本人に不測の権利利益の侵害が及ぶおそれのある場合で、現記述における「事実の誤り」があることが客観的な資料から明らかであるときに限られるものと解すべきである。

ウ 以上のことを踏まえ、本件請求について検討する。

本件訂正請求については、「現時点で、「いじめ」かどうかを、総合的に判断することが困難な状況にある。」との記述及び学校による当該児童の教室復帰への取組として記録された取組内容の部分についての訂正を求めるものと日付の訂正を求める部分に分けることができるが、前者にあつては、実施機関の当該問題についての見解や取組内容についての評価に係る記述であることが明らかであり、何人も客観的に判断できる事項ではないことから、前記アのとおり訂正請求の対象とはならないものである。

次に、日付の訂正を求める部分について、申立人は、平成15年12月24日及び29日の校長からの手紙に「11月14日、担任の報告で知りました」、「11月19日、指導課の区派遣主事に連絡し」及び「現在の担任を一人にしないよう、複数で指導していきます」と書かれていることなどを根拠に学校の対応開始が11月13日ではなく14日であり、校長から実施機関への状況報告が11月20日ではなく19日であり、また、12月4日の時点ではまだ複数指導を実施していなかったと主張し、これに対し、実施機関は11月13日に校長の指導の下に担任が家庭訪問を実施していること、11月19日は個別の事案についての詳細な説明はなく指導主事が20日に訪問し、校長から事実経過及び状況の報告を受けていること、12月4日に当該学級におい

て副校長が授業を担当したことなどを理由として、訂正の必要は認められないとしている。このように実施機関と申立人の主張は相対立するが、これはどのような事実をもって学校の対応開始、実施機関への状況報告や複数指導の実施と判断するかという事実に対する両者の認識と評価の相違に基づくものであるから、訂正請求の対象となる「事実の誤り」には該当しない。

なお、この点につき、申立人は多数の資料を提出しているが、いずれの資料も現記述における事実に対する認識と評価の誤りを主張するものであり、訂正請求の対象となる「事実」に誤りがある場合には該当しない。したがって、本件個人情報には、旧条例第25条第1項でいう「事実の誤り」があるとは認められないことから、第27条第1項の規定に基づく訂正を要するものとは認められない。

エ 以上のように、実施機関の意見の表明、事実の選択及び評価等に関する部分については訂正請求の対象とはならず、また、事実の誤りを示す客観的な資料等が存在しない場合については、当審査会においてその正誤を審査することはできないものである。このため、実施機関におかれては、このような訂正請求があった場合には、訂正請求を求める者に対し、訂正請求制度の趣旨等の理解を求めるとともに、当該資料を作成した行政目的及び当該資料の利用方法等を丁寧に説明するよう努めることを切に望むものである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---|-------------------------|
| 平成17年4月8日 (第292回審査会) | ・第一部会で審議する旨決定 |
| 平成17年6月10日 | ・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理 |
| 平成17年6月17日 (第4回第三部会) 平成17年6月24日 (第65回第二部会) 平成17年7月14日 (第64回第一部会) | ・諮問の報告 |
| 平成17年7月20日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成17年9月8日 (第68回第一部会) | ・審議 |
| 平成17年10月13日 (第70回第一部会) | ・審議 |
| 平成17年11月10日 (第72回第一部会) | ・審議 |
| 平成17年11月24日 (第73回第一部会) | ・異議申立人の意見陳述 ・審議 |
| 平成17年12月8日 (第74回第一部会) | ・審議 |
| 平成17年12月22日 (第75回第一部会) | ・審議 |
| 平成18年1月12日 (第76回第一部会) | ・審議 |
| 平成18年1月26日 (第77回第一部会) | ・審議 |